平成13年(ネ)第5555号 不正競争による損害賠償等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成12年(ワ)第11657号)

平成14年6月4日口頭弁論終結

控訴人 同和鑛業株式会社 訴訟代理人弁護士 近藤 惠嗣 バイエル・アクチエンゲゼルシャフト 被控訴人 訴訟代理人弁護士 花 出 部 同 冏 補佐人弁理士 小田島 角

江

幸吉

治

īF 平

- 本件控訴を棄却する。
- 当審における訴訟費用は、控訴人の負担とする。 事実及び理由

当事者の求めた裁判

- 控訴人
 - (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、650万円及びこれに対する平成12年7月 13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人は、控訴人に対し、全国において発行される日本経済新聞に、縦 2段、横9センチメートル以上の大きさで、別紙「謝罪広告」記載の広告を掲載せ ょ。
 - (4) 訴訟費用は,第1,2審とも被控訴人の負担とする。
 - 被控訴人 2

主文と同旨

第2 事案の概要

控訴人は、磁気信号記録用金属粉末の製造・販売等を事業目的とする株式会 社であり、被控訴人は、ドイツに本拠を置く世界有数の化学企業である。本件は、被控訴人が、平成6年3月17日付け書簡(以下「本件書簡」という。)によって、控訴人の取引先である訴外ソニー株式会社(以下「ソニー」という。)に対 し、控訴人の製造・販売する磁気信号記録用金属粉末(以下「控訴人製品」とい う。)が被控訴人の有する日本国第1733787号特許(以下「本件特許」とい う。)を侵害すると考える旨を告知したこと(以下「本件告知」という。)は、競 争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し,又は流布する行為 (不正競争防止法2条1項13号)に当たる、仮に、上記行為が不正競争行為に当たらないとしても、不法行為(民法709条)に当たるとして、控訴人が、被控訴人に対し、不正競争防止法4条あるいは民法709条に基づき損害賠償を求めると ともに、不正競争防止法7条あるいは民法723条に基づき謝罪広告の掲載を求めている事案である(不法行為に当たるとの予備的主張は、当審において追加された ものである。)

当事者の主張は,次のとおり付加するほか,原判決の「事実及び理由」の 事案の概要」欄記載のとおりであるから、これを引用する(以下、「近藤 弁護士」との語を、原判決の用法に従って用いる。)。

控訴人の当審における主張の要点

(1) 不正競争行為

(7) 注意義務違反

「特許権者が競業者の取引先に対して行う前記告知は、競業 原判決は. 者の取引先に対して特許権に基づく権利を真に行使することを前提として、権利行 使の一環として警告行為を行ったのであれば、当該告知は知的財産権の行使として 正当な行為というべきであるが、外形的に権利行使の形式をとっていても、その実 質がむしろ競業者の取引先に対する信用を毀損し、当該取引先との取引ないし市場 での競争において優位に立つことを目的としてされたものであるときには、当該告知の内容が結果的に虚偽であれば、不正競争行為として特許権者は責任を負うべき ものと解するのが相当である。そして、当該告知が、真に権利行使の一環としてさ れたものか、それとも競業者の営業上の信用を毀損し市場での競争において優位に 立つことを目的としてされたものかは、当該告知文書等の形式・文面のみによって 決すべきものではなく、当該告知に先立つ経緯、告知文書等の配布時期・期間、配

布先の数・範囲、告知文書等の配布先である取引先の業種・事業内容、事業規模、 競業者との関係・取引態様、当該侵害被疑製品への関与の態様、特許侵害争訟への 対応能力,告知文書等の配布への当該取引先の対応,その後の特許権者及び当該取 引先の行動等、諸般の事情を総合して判断するのが相当である。」(原判決10頁 9行~24行)と判断した。

原判決の上記判断の前段は正しい。しかし、後段については、問題があ る。現に、特許権者が、競業者の取引先に対し、特許権を侵害しない製品について、侵害であるとの虚偽の事実を告知して、競業者に損害を与えている以上、当該告知に至るまでに、特許権者として、対象製品について必要な調査、分析等をすべき注意義務を果たしたといえるかどうかも、検討すべきである。原判決は、被控訴人が本件と知るする前にこのような注意義務を十分に果たしたかどうかを検討して おらず,そのために誤った結論を導いている。すなわち,次のとおりである。

近藤弁護士が,被控訴人に対する平成5年9月27日付けの書簡におい て、被控訴人が提示した写真自体においても、非侵害の根拠となる空孔が示されていると反論したのに対し、被控訴人は、この反論に正面から答えず、答えをはぐらかしている(この指摘は、東京地方裁判所平成8年(ワ)第2803号特許権に基づく 差止請求権等不存在確認請求事件の東京地裁判決(以下「本件地裁判決」とい う。)が「電子顕微鏡写真(倍率12万倍)においては、金属粉末粒子中に微細な 白点が多数観察でき、これらが「孔」に該当すると認める余地も十分にある。 (甲20・37頁3行~5行)と指摘したことと軌を一にしており、正当な指摘である。)。また、近藤弁護士が、被控訴人に対する平成5年11月10日付けの書簡において、本件特許において、ある顔料が孔やコアを含むかどうかを決定するための基準について質問をしているのに対し、被控訴人は、平成5年11月19日付けの書籍において、「特許請求の符冊は思想表に表して、 けの書簡において、「特許請求の範囲は明細書に基づいて解釈されなければならな い」という抽象論を述べるばかりで、この質問に直接答えることをしていない(こ の質問は、東京高等裁判所平成9年(行が)第320号審決取消請求事件の東京高裁判 決(以下「本件高裁判決」という。)が「本件明細書の発明の詳細な説明の欄に は、「金属コア」に関して、当業者が容易にその実施をすることができる程度には本件発明の構成が記載されていないといわざるを得ない。」(甲21・29頁末行~30頁3行)、「本件明細書の発明の詳細な説明の欄には、「孔」に関して、当 業者が容易にその実施をすることができる程度には本件発明の構成が記載されてい ないといわざるを得ない。」(同31頁10行~13行)と認定していることと軌 を一にしており,的を射た質問である。)。被控訴人のこれらの対応は,被控訴人 が、本件告知前に、特許権者として前記注意義務を果たしていなかったことを示す ものである。

また、被控訴人は、1985年にソニーに採用された控訴人製品が、1 981年9月に発行された米国特許第4290799号(本件特許に対応するも の。以下「本件米国特許」という。)を侵害するものではないことを知っていた。 しかし、1985年当時の控訴人製品は、DS-18又はDS-18Sであり、そ の後、DS196又はDS-196Sと呼ばれる製品が加わっているものの、控訴 人製品の特性は、1985年以来変わっていない。そうである以上、被控訴人は、 1985年当時の見解と異なる見解に達した理由を明らかにすべきであるのに、こ の点の理由が明確にされていない。

以上の経緯からすれば、被控訴人は、本件告知の時点において、控訴人製品が本件特許を侵害しているとの結論について、確たる根拠を持っていなかったことが明らかであり、そうである以上、控訴人製品が本件特許を侵害しているか否 かについて必要な調査、分析等を更にすべきであったのである。そして、通常人の 注意を払ってこれを行えば、本件告知を行う前に、本件告知の内容が虚偽であるこ とを容易に認識できたはずである。したがって、本件告知は、仮に、被控訴人がソ ニーに対し本件特許を行使する意図を有していたとしても、控訴人に対する関係に おいて、必要な調査、分析等をすべき義務を果たさないままになされたものとして、違法となることを免れない、というべきである。

(イ)米国での訴訟提起の意味

原判決は,被控訴人が米国でソニーの子会社及びソニーに対し訴訟を提 起したことを根拠に、本件告知は、「真にソニーに対して本件特許等の権利を行使 することを前提として、訴訟提起に先立って直接の交渉を持つために行ったものと 認めるのが相当である。」(原判決11頁13行~15行)と認定した。 しかし、この認定は、米国で訴訟が提起されたことを過度に重視するも

のである。米国のディスカバリー制度は、多大な時間と費用を要し、いやがらせや和解等を強要するための訴訟戦術として利用される等の弊害があることは、我が国でも周知となっている事柄である。そして、本件における被控訴人の意図が、正にいやがらせによる和解の強要にあったことは、被控訴人が、米国における訴状の送達前においても、和解金の支払いを迫るだけで、侵害の証拠を明示しなかったことと、被控訴人の平成5年12月21日付けの近藤弁護士あての書簡における「米国における特許権者の強い地位、並びに審理前ディスカバリィ手続の利点のため、我々は、まず同和の米国における顧客に通知することにしました。」(甲12)との記載から垣間見ることができる。

以上のとおりであるから、米国で訴訟が係属したことは、被控訴人による本件告知が正当な権利行使の一環であることを認める理由とは、何らならないのである。

(ウ) 牛歩戦術との非難(権利行使に必要な限度を超えた事実の告知) 本件書簡には、ソニーに対する本件特許の行使に必要な限度を超えて控訴人の営業上の信用を害する虚偽の事実が記載されている。すなわち、被控訴人、本件書簡の第4段落において、控訴人が明白な侵害を否定して牛歩戦術を行ったと述べている。しかし、控訴人が行ったことは、上述のとおり、正当な疑問の提起である。誠実な交渉を拒否したのは、被控訴人の方である。それにもかかわらず、上記のように一方的に控訴人の対応を非難することは、それ自体も、控訴人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に該当する、というべきである。仮に、で営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に該当する、というべきである。仮に、など訴人がソニーに対する権利行使の意図を有していたとしても、本件書簡には、このように、その権利行使に必要な限度を超えて、控訴人の営業上の信用を害する項が記載されているのであるから、本件告知の違法性が阻却されることはあり得ないのである。

(I) 本件米国特許の非侵害の立証の不要性

原判決は、米国における訴訟が終了していないことを理由に、「米国特許の侵害の点についての本件書簡の記載は、現時点においては、いまだこれを虚偽の事実ということはできない。したがって、この点からも、本件書簡の送付をもって、直ちに不正競争防止法2条1項13号所定の不正競争行為に該当するということはできない。」(原判決12頁6行~10行)と認定した。しかし、本件告知が本件特許(日本特許)に関して虚偽であったことは明らかな事実である。したがって、控訴人は、本件米国特許についてまで、虚偽の主張立証責任を負うものではない。

(2) 不法行為

仮に、被控訴人の本件書簡の送付行為が不正競争防止法における不正競争 行為に該当しないとしても、被控訴人の同送付行為が違法であり、控訴人の営業上 の信用を害するものである以上、不法行為(民法709条)に該当することは明ら かである。

- 2 被控訴人らの当審における反論の要点
 - (1) 不正競争行為について
 - (7) 注意義務違反について

被控訴人は、控訴人製品を分析した上で、本件特許を侵害すると判断し、本件書簡をソニーに送付しているのであり、特許権者としての注意義務に違反していないことは明らかである。

(イ) 米国での訴訟提起の意味について

米国の裁判所は、被控訴人及びソニー及びその子会社の意見を聴取し、 被控訴人のディスカバリーの手続の申立てが適切か否かを判断した上で、その申立 の大部分を認めているのであり、米国における手続に何の問題もない。

米国の連邦民事訴訟法は、訴え提起から120日の期間を、訴状送達の 猶予期間として認めており、この間に当事者間で和解交渉をすることはよくあるこ とである。

被控訴人は、控訴人製品を写した多数の電子顕微鏡写真を控訴人に交付している。被控訴人が最初から侵害の証拠を有していなかったとする控訴人の主張 は誤りである。

(ウ) 牛歩戦術との非難について

被控訴人は、控訴人との交渉の経過において、控訴人の求めに応じて、 控訴人製品の化学的分析結果とその分析方法を示し、また、控訴人製品を使用した 磁気テープ中の金属粉末の電子顕微鏡写真を示し、控訴人製品が本件特許を侵害し ていることを立証する具体的な根拠を示した。これに対し、控訴人は、ただ、侵害の事実を否認し、本件特許の解釈について釈明を求めるだけで、自ら控訴人製品の具体的な分析データやサンプルを示す等の問題解決のための積極的な姿勢を示すことはなかった。このように具体的な資料の開示をしないことにみられるように、技術論争を避けたのは控訴人の方である。被控訴人はこの事態を打開すべく本件書簡をソニーに送付したのであって、本件書簡の第4段落の記載に違法性はない。

(エ) 本件米国特許の非侵害の立証の不要性について

本件書簡中の本件米国特許に関する記載は、本件米国特許についての司法判断が下されていない段階では、未だ虚偽とはいえない。

(2) 不法行為について

特許権を行使する前提としての本件書簡の送付行為について,不正競争行為には該当しないにもかかわらず,一般不法行為には該当する,ということはあり得ない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、控訴人の主張は当審において追加されたものも含めていずれも 理由がなく、控訴人の請求は理由がない、と判断する。その理由は、以下のとおり である。

1 不正競争防止法2条1項13号は、「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」を不正競争行為の一類型として規定する。この規定は、競争関係にある者が、虚偽の事実を挙げて、競業者にとって重要な資産である営業上の信用を害することにより、競業者を不利な立場に置き、自ら競争上有利な地位に立とうとする行為が、不公正な競争行為の典型というべきものであることから、これを不正競争行為と定めて禁止したものである。そうである以上、競業者に特許権等を侵害する行為があるとして、競業者の

そうである以上、競業者に特許権等を侵害する行為があるとして、競業者の取引先等の第三者に対して警告を発し、あるいは競業者が特許権等を侵害している旨を広告宣伝する行為は、その後に、特許庁又は裁判所の判断により当該特許権等が無効であることが確定し、あるいは、競業者の行為が当該特許権等を侵害しないと判断された場合には、一応は、不正競争防止法2条1項13号所定の不正競争行為に該当するというべきである。

高いうべきである。 一次である。 他方、特許権等を有する者に対した。 他方、特許権等を経た上で、特許権等侵害に基づく整告を提起するものによる。 一次である者が、特許権等侵害と疑われる者に対した。 一次である者が、特許権等侵害と疑われる者に対した。 一般により、特許を侵害している場所のである。 一般には、所述としている費用、労力等を考えるものには、の可能性を考えると、いと考えを提起るののののである。 一般には、から過度には、から過度には、のののである。 一般には、から過度には、からがである。 一般には、からいと考えを提起るとのののである。 一般には、からいと考えを使用し、のののである。 一般には、からいと考えを使用し、のののである。 一般には、からいと考えを使用し、のののである。 一般には、からいと考えを使用し、のののである。 一般には、からいるときまし、のののである。 一般には、からいるときまし、のののである。 一般には、からいるときまなのである。 一般には、からいるときまなののである。 一般には、からいるときまなののである。 一般には、からいるときまなののである。 一般には、が、のののである。 一般には、が、のののである。 一般には、が、のののである。 一般には、が、のののである。 一般には、が、のののである。 一般には、が、のののである。 一般には、が、ののである。 一般には、が、ののである。 一般には、が、ののでものである。 一般には、が、ののである。 一般に対して、ののでものである。 一般には、が、ののである。 一般に対して、ののでものが、からいるときままである。 一般には、一般に対して、一般に対し、一般に対して、一般に対し、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対し、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対し、一般

結局, 競業者が特許権侵害を疑わせる製品を製造販売している場合において, 特許権者が競業者の取引先に対して, 競業者が製造し販売する当該製品が自己の特許権を侵害する旨を告知する行為は, 後日, 特許権の無効が審決等により確定し, あるいは, 当該製品が侵害ではないことが判決により判断されたときには, 競業者との関係で, その取引先に対する虚偽事実の告知に一応該当するものとなるものの, この場合においても, 特許権者によるその告知行為が, その取引先自身に対する特許権等の正当な権利行使の一環としてなされたものであると認められる場合には, 違法性が阻却されると解するのが相当である。

そこで、次に、特許権者による、このような告知行為が、どのような場合に、特許権等の権利行使の一環としてなされた正当行為として評価され、違法性が 阻却されると解すべきかについて検討する。

最判昭和63年1月26日(民集42巻1号1頁)は、「民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、右訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実

的, 法律的根拠を欠くものであるうえ, 提訴者が, そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど, 訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である。けだし, 訴えを提起する際に, 提訴者において, 自己の主張しようとする権利等の事実的, 法律的根拠につき, 高度の調査, 検討が要請されるものと解するならば, 裁判制度の自由な利用が著しく阻害される結果となり妥当でないからである。」と判示している。

2(1) 注意義務違反について

本件において、特許権者である被控訴人が、事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は、特許権者として、特許権侵害訴訟を提起するために通常必要とされている事実調査及び法律的検討をすれば、事実的、法律的根拠を欠くことを容易に知り得たといえるのに、あえてソニーに対し、本件告知をなしたかどうか、について検討する。

被控訴人は、本件特許に係る出願について、平成元年2月17日に出願公告、平成5年2月17日に特許権の登録を得たものであり、この間、控訴人製品については、X線蛍光分光法、磁気測定及び電子顕微鏡写真の評価を含む方法で分析した上で、控訴人製品が本件特許を侵害していると判断し、その上で、平成5年5月26日付けの書簡で、競業者である控訴人に対し、本件特許を侵害する旨の警告をしたものの、その後、控訴人との書簡による交渉が期待どおりに進展せず、膠着状態となったため、平成6年3月に、控訴人の取引先であり、控訴人製品を使用して磁気テープを製造販売しているソニーに対し、本件書簡により本件特許を侵害している旨の警告をしたものである(甲1の1・2、甲2,4、甲20)。

控訴人は、平成8年2月16日、被控訴人を相手方として、本件特許に基づく差止請求権等の不存在確認を求める訴えを東京地方裁判所に提起し(同裁判所

平成8年(ワ)第2803号事件),同裁判所は、平成12年1月25日、ソニー・メタルMPビデオ8P6等に使用されている控訴人製品が、「孔」を平均1個より多くは含有しないと認めることはできず、本件特許を侵害するものではないこと等を判断内容とする本件地裁判決を言い渡した(甲20)。本件地裁判決に対しては、被控訴人が控訴したものの、平成12年11月21日、被控訴人の控訴取下により、同判決が確定した(弁論の全趣旨)。

控訴人は、本件特許につき無効審判を請求し、特許庁が「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたものの(平成8年審判第2011号事件)、東京高等裁判所は、この審決の取消訴訟(東京高裁平成9年(行ケ)第320号事件)において、平成12年7月4日、本件特許の特許権請求の範囲の「該粒子は孔を平均1個より多くは含有せず」との構成等について、当業者が容易にその実施をすることができる程度に本件特許の構成が記載されていない、特許請求の範囲には、本件特許の「孔」を特定するために必要な事項が記載されておらず、したがって、特許請求の範囲には、発明の構成に欠くことができない事項が記載されていない、等を判断の内容として、特許庁の前記審決を取り消す旨の本件高裁判決(甲21)を言い渡し、同判決は、上告及び上告受理期間の経過により、同年8月17日に確定した(弁論の全趣旨)。

以上のとおり、本件特許の特許請求の範囲に構成要件として記載されている「孔」に関しては、控訴人が主張するように、その内容を明確に特定することができないことが、本件高裁判決により確認され、また、被控訴人による控訴人製品の分析の結果も、侵害を立証するものとしては十分なものではないことが、本件地裁判決により確認されている。

しかし、本件特許は、特許庁による審査及び出願公告後の異議等の手続を経て、特許権として登録されたものであり(甲2)、また、本件特許に対応する外国特許も米国、ヨーロッパ、カナダ及びオーストラリアにおいてそれぞれ特許登録されているものであり(甲1の2)、さらに、上記各判決も、それぞれ相当な事期間を経た上で、各判決がなされているものである(甲20、21)。このよよ期間を経た上で、各判決がなされているものである(甲20、21)。このより、本件特許が登録されるに至った経緯、対応する外国特許の存在、並びに、上記各判決の内容とその審理期間等からみても、特許権者である被控訴人が、特許権者であるをというべきであり、また、被控訴人により得たといえ、特許権者である被控訴人が、必要な事実り得たものであったとはいえ、特許権者である被控訴人が、必要な事実り得たものであったとはいうことができない。

るいは、これを容易に知り得た状況であったものとまでいうことはできない。 控訴人は、近藤弁護士が、被控訴人に対し、平成5年11月10日付する書簡において、本件特許において、ある顔料が孔やコアを含むか5年11月から表決しているのに対し、被控訴人は、平成5年11月から表決の書簡において、「特許請求の範囲は対し、被控訴人は、平成5年11月からの書簡において、「特許請求の範囲は選びいて解釈さればなります。と述べるのは、近藤弁護士は、この時点においてのようなでは、近藤介護士は、この時点においても、と記がとしただけであるが、近藤介護士は、この時点においても、上記のような情でないのであるがは、近藤介護士は、この時点においても、とうな時間に述べてとしており、本件特許の「孔」について、控訴人側の明確な見解を積極的に述べたとしてあるが、本件特許の「孔」について、控訴人側の明確な見解を積極的に述べたとしてあるが、が、大きないであるが特段であったとからであることを知っていたとか、あるいは、これを容易に知り得ないというべきであったとかする根拠にはなり得ないというべきである。

年 1985年に 19

た事情が存在するものであって、これらの事情に照らせば、被控訴人がソニーに対して本件書簡を始めとする一連の書簡を送付したのは、ソニーに対して本件特許等の権利を行使することを前提として、社会通念上必要と認められる範囲の内容、態様で、訴訟提起に先立って直接の交渉を行うために行ったものと認めるのが相当である。

したがって、被控訴人がソニーに本件書簡等を送付した行為は、本件特許 又は本件米国特許の権利行使の一環としてなされた正当行為と評価すべきものであって、特許権者の権利行使の一環としての外形をとりながらも、社会通念上必要と 認められる範囲を超えた内容、態様となっている行為とみることはできず、結局の ところ、不正競争防止法2条1項13号所定の不正競争行為に該当するということ はできない。

控訴人は、米国のディスカバリー制度が多大な時間と費用を要し、いやがらせや和解等を強要するための訴訟戦術として利用される等の弊害があり、本生張しる。といし、本件米国特許の侵害の問題について、米国の訴訟制度を利用する。と当然であり、これをもって被控訴人が米国における訴訟において、訴状の送達の部にの事務を強って、とを、和解である。また、控訴人は、被控訴人が米国における訴訟において、訴状の送達の証拠を明示しなかったことを、和解での可能性を探るかにては訴訟当事者の自由な判断に表わているものではあいる。被控訴人が出において、訴状の送達前に和解の可能性を探るかにては訴訟当事者の自由な判断に表わているものの強要に該当するものではあり、控訴人の主張するような、いやがらせによる和解の強要に該当するものではあり、控訴人の主張することを述べただけであり、控訴人の主張の根拠となるものではあり、を利用することを述べただけであり、控訴人の主張の根拠となるものではあり、

(3) 牛歩戦術との非難について

控訴人は、本件書簡の第4段落において、控訴人が侵害を否定して牛歩戦術を行ったと記載したことが、ソニーに対する本件特許の行使に必要な限度を超えた記載であり、控訴人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に該当する、と主張する。

本件書簡の第4段落の記載は、「同和は、…今のところ友好的な解決に向かうための提案を出さず、代わりに解決を避けるための牛歩戦術(原文 delaying tactics)を行っています。」というものである(甲1の1)。本件書簡におけるこの記載は、ソニーによる磁気テープの販売が、被控訴人の本件特許を侵害するものである、との第3段落における被控訴人の見解表明に続く第4段落中にあり、本件のような場合には顔料(控訴人製品)の製造者である控訴人と連絡を取り、解決するのが被控訴人の通常の方針であることを述べた上、それにもかかわらず、ソニーと連絡を取ることにしたのは、本件では控訴人と交渉して解決することが不可能であるためであるとして、その理由を述べる部分の一部としてなされたものである。

控訴人と被控訴人との間の本件特許侵害の有無についての交渉は、平成5年5月から平成6年3月までの間において多数回にわたり書簡のやりとりがなれたものの、途中からは交渉が進展しなくなり、膠着した状態となったことは証立場につて異なり得る。特許権者である被控訴人の側から見れば、被控訴人は、控訴人場品についての電子顕微鏡写真等の証拠を開示しているのに対し、控訴人のようは、積極的な反論及び反証がなされなかったため、交渉が行き詰まったといることが十分に可能である。とは、控訴人の営業秘密を開示することにより、安議を開示することではなく、また、被控訴人が本件特許についての明示的な解釈及びをいたきることではなく、また、被控訴人が本件特許についての明示的な解釈及びなったきることではなく、また、被控訴人が本件特許についての明示的な解釈及びたまたる原因である、ととらえることが十分に可能である。このように、被控訴人の本件書簡における「牛歩戦術(delaying

このように、被控訴人の本件書簡における「牛歩戦術(delaying tactics)」との表現は、被控訴人からみた控訴人の交渉態度ないしは戦術についての評価を含むものであって、そのような評価自体が不適切であるかどうかについては、それぞれの立場の違いがあり、一概にはいえない面があること、この表現は、被控訴人がソニーを相手方として本件特許を行使するに至った経緯及び理由を示すために記載されたものであり、本件米国特許に基づく訴えを提起する前に、この権利行使の一環としてなされたソニーに対する警告行為に付随して記載されたものに

すぎないことからすれば、前記のとおり、正当行為と認め得るソニーに対する警告 行為に一体として含まれるものと解するのが相当であり、仮に、表現自体として不 相当な要素があるとすることが許されるとしても、本件特許の権利行使に必要な限 度を超えてなされた、控訴人の営業上の信用を害する虚偽の事実であるとすること までは、許されないというべきである。

(4) 本件米国特許の非侵害の立証の不要性について

控訴人は、本訴において、被控訴人が、ソニーに対し、本件書簡を送付し、ソニーが控訴人製品を使用して磁気テープを製造販売する行為は、被控訴人の本件特許(日本特許)を侵害するものである、と警告した行為が、不正競争防止と名称、不正競争防止に対し、本件書簡中の、ソニーの認識のである、と主張しているのであり、本件書簡中の、ソニーの経気テープの製造販売行為が被控訴人の本件米国特許を侵害するとのいない。ことは、記録上明らかである。記載部分は本訴の請求原因に含まれていない)ことは、記録上明らかである。するが、ソニーの子会社による磁気テープの製造販売行為が、被控訴人があるすいたがって、ソニーの子会社による磁気テープの製造販売行為が、被控訴人があるするとは、この限りにおいてあるがある。ないである。控訴人の指摘するところは、この限りにおいてである。とない、この点は予備的に判示しているものにすぎないのであるから、このについての控訴人の指摘は、原判決の結論には影響しないことが明らかである。不法行為について

控訴人は、本件書簡の送付行為が不正競争防止法における不正競争行為に該当しないとしても、被控訴人の同行為が違法であり、控訴人の営業上の信用を害するものである以上、不法行為(民法709条)に該当する、と主張する。しかし、本件書簡の送付行為は、被控訴人の本件特許の権利行使の一環としてなされたものであり、その結果として、控訴人の営業上の信用を害するに至ったとはいえ、正当行為として、その違法性が阻却されるものであることは、上記説示のとおりである。このように、被控訴人による本件書簡の送付行為を違法なものであるとすることができない以上、同行為について不法行為が成立する余地はない、という以外にない。

4 以上のとおりであるから、控訴人の主張は、当審において追加されたものも含め、いずれも理由がない。控訴人の本訴請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。そこで、本件控訴を棄却することとし、当審における訴訟費用の負担につき民事訴訟法67条、61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

 裁判長裁判官
 山
 下
 和
 明

 裁判官
 設
 樂
 隆

裁判官 高瀬順久

(別紙「謝罪広告」)

謹告

弊社は、1994年3月17日付けのソニー株式会社宛の書簡において、同和鑛業株式会社の製造販売する磁気信号記録用金属粉末が特許第1733787号を侵害する旨告知致しましたが、この告知は事実に反することが判明致しました。ここに、弊社は、右告知を撤回し、右告知により、同和鑛業株式会社にご迷惑をお掛け致しましたことを陳謝致します。

* * * * 年 * 月 * 日

ドイツ連邦共和国レーフェルクーゼン バイエル・アクチェンゲゼルシャフト